

審査基準

令和4年4月28日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第2条第1項
処分の概要：質屋の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（許可及び届出の一般的手続）、第2条、第3条（質屋の許可の申請）
審査基準： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件に該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者をおいているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：30日（行政庁の休日は含まない）
申請先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備考：